

「矢作川流域圏懇談会」について

1. 懇談会設置の背景と目的

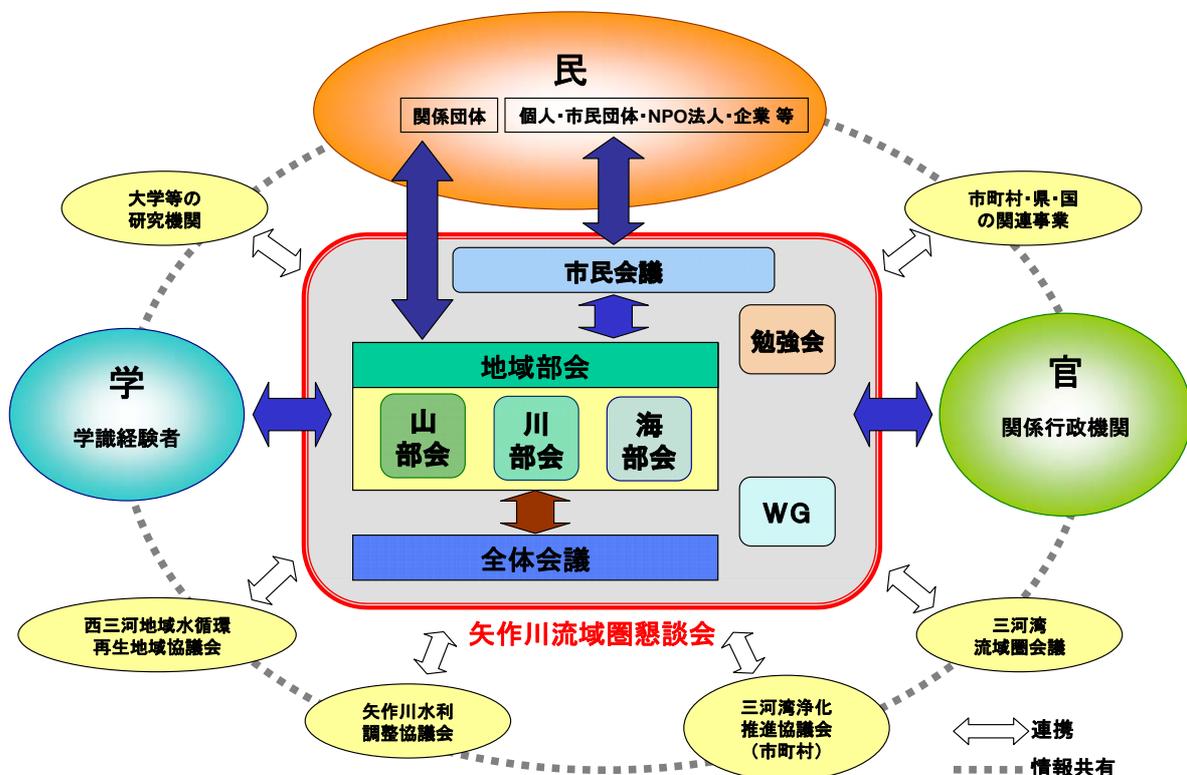
背景

- 矢作川流域では、矢作川沿岸水質保全対策協議会や矢作川流域開発研究会など、“流域は一つ、運命共同体”という共通認識のもと、様々な課題に取り組んできた歴史がある。
- 平成 21 年 7 月に河川法に基づく、矢作川水系河川整備計画が策定され、その中で、治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理等の課題に対し、民・学・官の連携・協働による取り組みが必要であることが明記された。
- 特に、河川管理者だけでは解決できない課題に対しては、流域住民・関係機関も含めた話しあいを通じて、連携・協働の取り組みを行うことで、流域圏全体の発展につなげていくことが求められている。

懇談会の目的

流域圏懇談会を設立することで、

- 矢作川流域圏に関する各組織のネットワーク化を図る
- 流域圏一体化の取り組み及び矢作川の河川整備に関わる情報共有・意見交換を図る



■矢作川流域圏懇談会イメージ

流域圏一体化の取り組み

整備計画本文抜粋(P3-22～P3-23)

第3節 調和のとれた矢作川流域圏の実現に向けた取り組み

矢作川流域では、過去から住民が一体となって流域圏という考え方のもと様々な諸課題に取り組んできた歴史がある。今後、矢作川における治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理等の諸課題を解決し整備計画の目標を達成していくためにも“流域は一つ、運命共同体”という共通認識を持ち、調和のとれた流域圏全体の持続的発展を目指す必要がある。このためには、学識者や森林組合、漁業協同組合、土地改良区、企業、市民団体、NPO等の各種団体、国、県、市町村の関係行政機関がそれぞれの役割について認識を持ち、互いに連携して諸課題の解決に取り組む必要がある。

第1項 流域圏一体化の取り組みに関する事項

1 流域圏住民・関係者の連携強化

河川管理者だけでは解決できない課題に対して流域一体となって取り組むために、河川管理者が中心となり矢作川流域圏に関係する各組織のネットワーク化を図り連携を強化していく。流域圏住民と関係者間の交流を深めるため、流域圏内で各組織や団体が取り組んでいる川づくり、森づくり等の活動に関する情報発信を支援し、住民参加を促進させる。このため、各組織や団体が実施している森林保全、水質保全、三河湾再生に向けた取り組み等について、今後のさらなる充実に向け行政、住民、学識者等が情報共有、意見交換を実施し、さらに課題を解決するための場として新たな枠組み（**流域圏懇談会(仮称)**）を検討していく。

2 流域圏住民の啓発活動

矢作川流域圏に関わる者の“流域は一つ、運命共同体”という意識を醸成するため、行政及び住民が流域圏におけるそれぞれの役割を認識するための啓発活動に協力する。

住民の防災意識向上のため、過去の災害の経験、知識を活用し、県・市町村と連携した防災学習や防災訓練等を実施するとともに洪水・土砂災害ハザードマップの作成・公表の支援を行う。さらに、水を大切にす「節水型の地域づくり」に向け、県・市町村、関係機関、市民団体等と連携したPR等の活動を支援する。

企業、住民・NPO団体が実施している河川清掃等の河川愛護活動については参加促進などの支援を行い、流域圏住民の河川愛護意識の高揚を目指す。

3 行政と住民が連携した調査・研究の充実

河川整備計画を実施していく上でのフォローアップとして、行政・住民等が連携して定期的な環境調査や水質監視、土砂動態調査を実施し、流域の河川や森林等の現状や変化等を把握する。また、調査で得られた情報や知見及び各機関や組織で実施された研究成果について情報の共有及び情報発信できる仕組みの構築を検討する。

4 河川を中心とした社会基盤形成及び地域の活性化

流域圏における水源地の重要性を認識し、上矢作ダムに係る経緯を踏まえ、森林保全基金等既存組織の活用を含め、農山村の活性化に資するよう関係機関と連絡調整を図り、水源地における必要な社会資本整備を推進する。

また、流域の豊かな自然環境・風土・歴史・文化等を踏まえ、本来河川空間が有している人々のふれあい・安らぎの空間、市街地周辺における豊かな自然環境を有する空間の創出を目指し「かわまちづくり」に資する整備を図れるよう調整・連携を行う。

流域圏が一体となった取り組みにより安心・安全を確保し、水資源の有効な活用及び安定した供給を目指すとともに、豊かな潤いのある河川環境を保全することで河川を中心とした社会基盤を形成し地域の活性化につなげていく。

2. 設立趣旨及び規約等

矢作川流域圏懇談会設立趣旨

矢作川流域では、従来より住民が一体となって流域圏という理念のもと様々な課題に取り組んできた歴史があります。

また、平成21年7月に策定された「矢作川水系河川整備計画」においては、矢作川流域圏として安心して心豊かに暮らせる社会基盤形成を図るためには、矢作川に係る治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理、地域活性化等の諸課題について、住民、学識経験者、行政等の関係者相互が“流域は一つ、運命共同体”という共通認識のもと情報共有・意見交換を行い、課題解決に向けた施策を総合的に進めることが必要であることを改めて再認識し、これらの課題を解決するための新たな枠組みを検討していくことが明記されました。

このため、矢作川流域圏に係る各組織のネットワーク化を図るとともに、流域圏住民と関係者が交流を深め、流域圏一体化の取り組み、ならびに矢作川に係る河川整備について、情報共有・意見交換できる場として“矢作川流域圏懇談会”を設置するものです。

矢作川流域圏懇談会規約

第1条 (名称)

本会は、「矢作川流域圏懇談会」(以下、「流域圏懇談会」という。)と称する。

第2条 (目的)

流域圏懇談会は、矢作川流域圏に関係する各組織のネットワーク化を図るとともに、流域圏住民と関係者が交流を深め、流域圏一体化の取り組み、ならびに矢作川に係る河川整備について、情報共有・意見交換を行うことを目的とする。なお、流域圏懇談会の構成員は、調和のとれた矢作川流域圏の実現に向け、お互い協力・連携するものとする。

第3条 (活動内容)

流域圏懇談会は、次に掲げる活動を行う。ただし、法律で認められた権利の阻害等に直接結びつくと考えられる内容については、取り扱わないものとする。

1) 流域圏一体化の取り組み

- (1)課題についての情報共有を図る。
- (2)流域圏懇談会で取り扱う課題を整理する。
- (3)課題に対して、協働・連携した取り組みを意見交換する。

2) 矢作川に係る河川整備について

- (1)河川整備の進捗状況について、情報共有を図る。
- (2)河川整備の進め方等について、意見交換を行う。

第4条 (組織)

1 「流域圏懇談会」

「全体会議」、「地域部会」、「市民会議」で構成する。必要に応じて「ワーキンググループ(WG)」、「勉強会」を開催する。別表の民(個人、市民団体等及び関係団体)・学(学識経験者)・官(行政機関)で構成する。

2 「全体会議」

山・川・海の各部会で検討した課題やその解決手法を流域全体としてとりまとめ、情報一元化を行うとともに、その結果を各部会へフィードバックする。

3 「地域部会」

流域圏を山・川・海の3つに分け、それぞれの地域特性に応じた課題の明確化とその解決手法を話し合い、参加者の情報共有を図る。

4 「市民会議」

住民の視点から具体的な課題の提起や課題解決のアイデア出しなどを行い、地域部会への提案を行う。

5 「ワーキンググループ」

必要に応じて開催し、具体的な課題への対応や協議・調整を行う。

6 「勉強会」

必要に応じて民・学・官の構成員が活動内容の自主発表や意見交換・交流を行うとともに、課題の解決に向けた学習機会の提供を行う。

第5条（運営方法）

- 1 全体会議、地域部会、市民会議(以下、「全体会議等」という。)には、座長および副座長をおくこととし、構成員の互選によってこれを定める。全体会議の副座長は、地域部会の座長とし、地域部会及び市民会議における副座長は複数名おくこととする。
- 2 座長に事故のあるときは、副座長が代行する。
- 3 全体会議等は、それぞれの座長が招集する。
- 4 座長はそれぞれの会議の議事の運営を行う。
- 5 副座長は、それぞれの会議において座長の議事運営の補佐をする。
- 6 座長及び副座長の任期は3年とし、その再任を妨げない。
- 7 全体会議等は、必要に応じて外部関係者の意見を聴くことができる。

第6条（流域圏懇談会の公開）

「全体会議」、「地域部会」、「市民会議」は、特定の個人及び団体の利害に関わるものを除き、原則的に公開とし、公開方針は別に定めるものとする。

第7条（事務局）

流域圏懇談会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所及び矢作ダム管理所におく。

第8条（雑則）

この規約に定めるものの他、流域圏懇談会の運営に関し必要な事項は、流域圏懇談会で定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成22年8月28日から施行する。

矢作川流域圏懇談会の「全体会議」、「地域部会」、「市民会議」の 情報公開について

1. 会議の公開

- (1) 会議は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシーに関する議事については、非公開とする。
- (2) 会議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影は、冒頭の座長挨拶までとする。
- (3) 会議の一般傍聴は、自由とする。ただし、会議中に一般傍聴者の発言は、取り扱わないものとし、会議の内容に関する質問については、会議後、事務局において対応する。
- (4) 会議の開催は、豊橋河川事務所ホームページへの掲載や記者クラブへの情報提供等により行う。

2. 会議資料の公開、報道機関の取材への対応

- (1) 会議資料や議事概要は、原則として事務局より公表し、閲覧できるようにする。その方法は、豊橋河川事務所ホームページに掲載するとともに、事務所で閲覧できるようにする。ただし、個人のプライバシーに関する資料等については非公開とする。
- (2) 記者会見は、会議を公開することから原則として行わない。ただし、座長が必要と認める場合は、座長による記者会見を行う。

3. 会議の傍聴

- (1) 会議を傍聴される方は、会場に入室する前に、受付にて必要事項(氏名、住所)を記入すること。
- (2) 会場には傍聴席を設けるが、満席となった場合は、入室を断る場合がある。
- (3) 会議の構成員の総意として議事を非公式とする場合、又は座長が退室を命じた場合は、傍聴できないため、速やかに退室すること。

矢作川流域圏懇談会の「全体会議」、「地域部会」、「市民会議」の 運営上のルール

- 時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。
 - ・ 会議の開始、終了時刻を守りましょう。
 - ・ 各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くないよう配慮しましょう。

- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
 - ・ お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
 - ・ 発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
 - ・ メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
 - ・ 特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。
 - ・ 会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して事前に意見等を提出することができます。
 - ・ 提出された意見等は、参考意見として会議の席上で出席者全員に報告します。
 - ・ わかりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。

- 目的に則った議論を行いましょう。
 - ・ 矢作川の望ましい将来を考え建設的な議論を行いましょう。
 - ・ 目的に則った議論を行いましょう。
 - ・ 法律で認められた権利の阻害等に直接結びつくと考えられる内容については、議題として取り扱いません。
 - ・ 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。

- 上記に掲げる事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。

矢作川流域圏懇談会の「全体会議」、「地域部会」、「市民会議」の 傍聴のルール

- 市民会議等はどなたでも傍聴できますが、会場に入室する前に受付において、氏名、住所を記入していただきます。
- 多くの方に参加いただけるよう席の確保に努めますが、会場の都合により、傍聴席が満席となった場合には、入室をお断りすることがありますので、ご了承下さい（入場は先着順です）。
 - ・傍聴人は、市民会議等において意見を述べることはできません。
 - ・傍聴に伴う経費については、一切支給されません。
- 傍聴人は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ・携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
 - ・公述への批判、可否の表明、ヤジ、拍手などをしないこと。
 - ・発言、私語、談論などをしないこと。
 - ・プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - ・みだりに席を離れないこと。
 - ・会場内の録音をしないこと。
 - ・撮影、録画については、事務局職員の指示に従うこと（原則として会議冒頭の座長挨拶までとする）。
 - ・前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- 傍聴人が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。
以上のほか、傍聴人は事務局職員の指示に従って下さい。